

## 第3章 部門別方針

この章では、前章で示した将来都市像や将来都市構造の実現に向けて、「土地利用」、「交通体系」、「自然環境」、「環境共生」、「住宅・住環境」、「都市景観」、「福祉」、「防災・防犯」及び「健康・スポーツ・文化・観光・レクリエーション」の各視点からまちづくりの方針を整理しています。

- 3-1 都市と自然が調和したまちづくり  
～土地利用の方針～
- 3-2 安全で快適な交通環境づくり  
～交通体系整備の方針～
- 3-3 水やみどりを大切にしたまちづくり  
～自然環境保全・活用の方針～
- 3-4 環境にやさしいまちづくり  
～環境共生型まちづくりの方針～
- 3-5 ゆとりある生活を送れる環境づくり  
～住宅・住環境整備の方針～
- 3-6 資源をいかした風景づくり  
～都市景観形成の方針～
- 3-7 安心して暮らせるまちづくり  
～福祉のまちづくりの方針～
- 3-8 災害に強い安全なまちづくり  
～防災・防犯まちづくりの方針～
- 3-9 野田市を満喫できる環境づくり  
～健康・スポーツ・文化・観光・レクリエーション環境整備の方針～



# 第3章 部門別方針

## 3-1

### 都市と自然が調和したまちづくり



#### ～土地利用の方針～

#### 1) 基本方針

##### (1) 自然環境と調和したコンパクトな市街地の形成

野田市を取り囲む河川や市街地を囲む山林や農地を保全するとともに、これらの自然環境と調和したコンパクトな市街地の形成を図ります。

##### (2) ゆとりと落ち着きのある住宅地の形成

道路を始めとした都市施設の整備改善や、住宅地としての街並み景観の向上により、ゆとりと落ち着きある住宅地の形成を図ります。

##### (3) にぎわいと趣のある商業地の形成

歴史的街並みを活用し、商業・業務施設を集積することで、歴史的な街並みと調和したにぎわいのある商業地の形成を図ります。

##### (4) 新たなインパクトの活用によるにぎわいや魅力を創出する土地利用の推進

東京直結鉄道（地下鉄8号線）や千葉北西連絡道路による新たなインパクトの活用により、野田市の広域的なポテンシャル（\*21）を高めるとともに、活力ある都市の育成を図るため、高速道路等インターチェンジへのアクセスをいかした製造業を中心とする工業団地を整備し、にぎわいや魅力を生み出す土地利用の推進を図ります。

#### 2) 土地利用の体系

主な土地利用を以下のとおり体系化し、方針を掲げます。

都市的 土地利用	住宅系土地利用	住環境の向上を図る地域
		ゆとりある住宅地を保全する地域
	商業・業務系土地利用	商業地
	工業系土地利用	工業地
	商業・工業系土地利用	伝統的な工業地と商業・業務が共存する地域
自然的 土地利用	緑地系	
	農地系	優良な農地を保全する地域
		農地等と集落が共存する地域

### 3) 主な土地利用ごとの具体的な方針

#### (1) 都市的土地利用

##### ① 住宅系土地利用

###### 【住環境の向上を図る地域】

既成市街地は、他用途との混在、敷地の狭小化、狭隘（きょうあい）道路（\*22）、飛地の解消などの問題を解消し、良好な住環境の形成に努めます。また、市街地内において計画的な面的整備に努めるとともに、宅地開発などに対する適切な規制、誘導により、良好な市街地の形成を図ります。

###### 【ゆとりある住宅地を保全する地域】

土地区画整理事業などにより今後整備される住宅地については、ゆとりある住宅地として、地区計画制度（\*23）の積極的な導入などによる、良好な住環境の形成及び保全を図ります。



■ 光葉町地区



■ 清水公園東地区

##### ② 商業・業務系土地利用

###### 【商業地】

本町通り周辺の商業地は、歴史的資源と調和した魅力ある街並み景観を形成するとともに、市街地環境の整備に努め商業機能の充実を図ります。

また、中心サービス核として広域的な性格をもった野田市駅・愛宕駅周辺は、東武野田線連続立体交差事業と一体となった駅前広場や駅前線等の市街地整備を推進し、中心市街地にふさわしい商業・業務系の土地利用を誘導し、商業機能の充実を図ります。あわせて、土地の高度利用を促進し、商業環境の充実及び魅力ある都市空間の形成を図ります。

地域サービス核として、川間駅周辺、梅郷駅周辺及び関宿中央ターミナル・関宿支所周辺は、市街地整備を行うとともに、住民の要望や利便性を考慮した商業集積を図り、できるだけ多様な都市機能の集積を誘導し、充実を図ります。



■川間駅南口



■梅郷駅西口

### ③工業系土地利用

#### 【工業地】

野田橋周辺から江戸川沿いに連なる工業地は、野田市の産業活動に大きな役割を果たしている醤油醸造業が営まれているため、今後も産業用地としての土地利用を促進するとともに、歴史的な景観の形成を図ります。

野田橋周辺の比較的小規模な工場が点在する工業地については、今後も周辺の住環境に配慮した産業用地としての土地利用を促進するとともに、周辺住宅地との共生に努めます。

中里地区、泉地区、南部地区、西高野地区、桐ヶ作地区及び古布内地区の各地区については、今後も工業地として配置し、職住近接の実現を図るとともに、今後成長が見込まれる産業の誘致を促進します。

さらに、定住促進と雇用確保のため、首都圏中央連絡自動車道インターチェンジへのアクセスをいかし、関宿元町地区に製造業を中心とした工業団地の整備を図ります。

### ④商業・工業系土地利用

#### 【伝統的な工業地と商業・業務が共存する地域】

野田市駅周辺では、駅の西側において、東武野田線連続立体交差事業にあわせ土地区画整理事業により駅前広場や駅前線等の都市施設を整備し、土地利用の再編及び高度利用への転換を図るとともに、野田市の伝統的な産業と商業・業務機能が共存するまちづくりを進めます。

## (2) 自然的土地利用

### ①緑地系

中央の杜、野田市総合公園、野田市関宿総合公園、関宿にここ水辺公園、野田市スポーツ公園、こうのとりの里周辺など、市民が身近に野田市の自然とふれあうことができる緑地を保全します。また、利根川、江戸川及び利根運河の河川などとその周辺並びに江川地区などでは生物多様性を育む自然環境を保全するとともに、自然とふれあうことができるレクリエーション施設

の整備充実を推進します。さらに、座生川やくり堀川などの河川においても、生活に身近な自然環境資源として保全に努めます。



■野田市総合公園



■利根運河

## ②農地系

### 【優良な農地を保全する地域】

一団となった農地を形成する中里地区、小山地区、船形地区、福田地区、目吹地区、今上地区、関宿台町地区、新田戸地区及び木間ヶ瀬地区などを中心とした優良な農地は、農業振興の拠点として農業生産基盤の整備や高度化などによる効率的な土地利用を促進します。

### 【農地等と集落が共存する地域】

農地等と集落が共存する地域については、良好な生産及び生活環境の一体的な形成を進め、適正な土地利用を図り、屋敷林を始めとする樹林地や生垣など、みどり豊かな土地利用を促進します。

また、都市の緑地環境として維持保全するとともに、市民の余暇の場として活用できるように促進します。

江川地区は、自然環境保護対策基本計画に基づいた自然と共生する地域づくりを進めます。

## （3）その他

### 都市の活性化を担う市街化調整区域の都市的土地利用

市街化調整区域は市街化を抑制すべき区域ですが、幹線道路沿道などで一定規模以上の土地における流通業務、観光、レクリエーション等を主体とする非住居系の開発地、または、既存の工業地周辺の一定規模以上の土地における製造業等の工業系の土地利用で、地域の振興又は発展に寄与し、必要な公共公益施設を整備しつつ、周辺の自然環境、景観と調和する良好な開発を誘導する場合などにおいては地区計画を定め、市街化調整区域の適正な土地利用の形成を図ります。

**【幹線道路沿道開発誘導ゾーン】**

広域交通の特性をいかし、流通業務施設や沿道施設、観光振興施設等の立地を誘導することで、広域幹線道路の沿道にふさわしい土地利用を図ります。

**【観光商業整備誘導ゾーン】**

観光・商業・レクリエーションなどを主体とする施設の立地を誘導することにより、交流人口の拡大や地域振興を図ります。

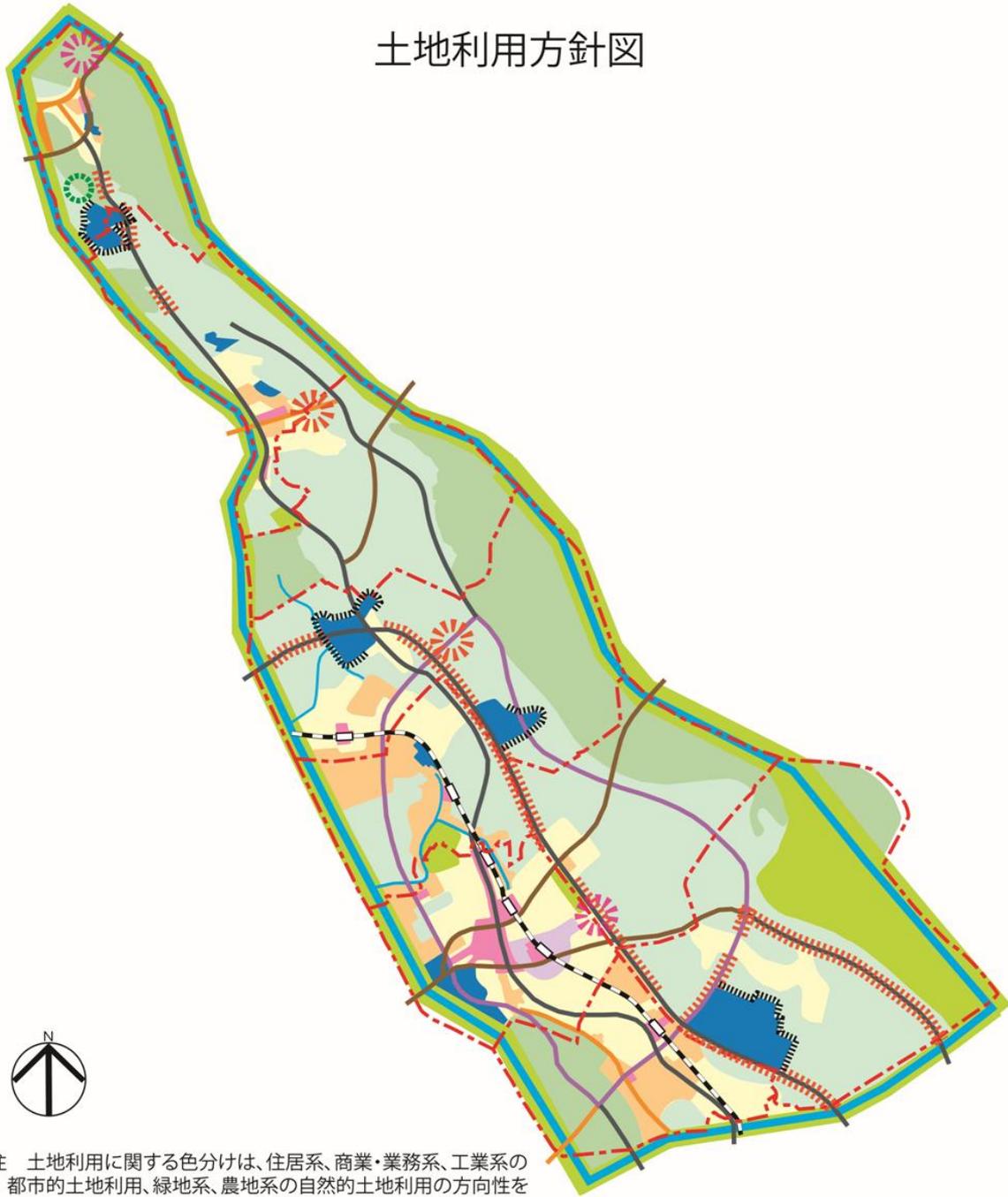
**【非住居系開発誘導ゾーン】**

工場、研究所、流通業務施設及び観光振興施設などの立地を周辺環境と調和した計画のもと誘導し、持続可能な地域振興を図ります。

**【既存工業団地連携誘導ゾーン】**

既存の産業集積との連携性をいかした産業関連施設の立地を誘導し、産業拠点としての更なる機能向上を図ります。

## 土地利用方針図



注 土地利用に関する色分けは、住居系、商業・業務系、工業系の都市的土地利用、緑地系、農地系の自然的土地利用の方向性を示すもので、12種類の用途地域と対応するものではありません。

### 凡例

- |                 |                      |       |
|-----------------|----------------------|-------|
| 住環境の向上を図る地域     | 伝統的な工業地と商業・業務が共存する地域 | 南北軸   |
| ゆとりある住宅地を保全する地域 | 緑地                   | 東西軸   |
| 商業地             | 優良な農地を保全する地域         | 環状軸   |
| 工業地             | 農地等と集落が共存する地域        | 幹線道路  |
| 幹線道路沿道開発誘導ゾーン   | 観光商業整備誘導ゾーン          | 公共交通軸 |
| 既存工業団地連携誘導ゾーン   | 非住居系開発誘導ゾーン          | 河川    |
|                 | 工業団地誘導ゾーン            |       |

## 3-2

## 安全で快適な交通環境づくり



## ～交通体系整備の方針～

## 1) 基本方針

**(1) 他都市へ自由にアクセスできる広域的な交通体系の整備**

多様な交通需要に対応し、都市間での広域的な交流を円滑にするため、東京直結鉄道（地下鉄8号線）の整備促進や東武野田線の複線化、千葉北西連絡道路や県道等の整備促進により広域的な幹線道路へのネットワークの充実、強化を高め、活力ある都市の交通体系の確立を図ります。

**(2) 日常でのアクセスを便利にする交通体系の整備**

コミュニティバス（まめバス）の地域のニーズを踏まえた運行見直しや民間路線バスの継続的な運行により利便性の高い公共交通体系を目指すとともに、まめバスや民間路線バスの運行されない交通不便地域において、地域の実情に合った移動支援事業としてデマンド交通（\*24）等の導入を行います。また、道路ネットワークの整備により、通勤、通学、買物など、日常生活の移動の利便性を高め、快適な交通環境の創出を図ります。

**(3) 交通処理能力を高める交通機関相互の連携強化**

重要な交通結節点（\*25）である鉄道駅への交通ネットワークの改善を図るため、駅前広場等を整備し、バス、一般車両、自転車などが円滑にアクセスできるよう努めます。

**(4) 人や自然にやさしい安全で快適な道路整備**

歩道などのバリアフリー化を推進し、誰もが快適に移動できる空間のネットワーク化を図るとともに、環境に配慮した道路整備に努めます。

## 2) 具体的な方針

**(1) 公共交通の充実****①東京直結鉄道（地下鉄8号線）の整備促進**

市民の通勤、通学など移動の利便性向上や安全で活力ある持続可能な都市の実現等に向けて、東京直結鉄道（地下鉄8号線）の整備を促進します。そのため、国土交通省が設置した交通政策審議会の答申第198号に示された課題の整理に向け、まちづくりを主眼として策定中の鉄道整備計画に基づき、関係機関と連携して計画に位置付けられる事業等の推進に取り組みます。

**②東武野田線の複線化の促進**

連続立体交差事業の効果を高め、市民の通勤、通学など移動の利便性向上

や地域の活性化等を図るため、東武野田線の複線化について、沿線自治体と連携して関係機関に対する要請活動等を実施し、その整備を促進します。そのため、将来の全線区間の複線化を念頭に置きつつ、その第一歩として、「梅郷駅－運河駅間の複線化」を目指します。

### ③連続立体交差事業の促進

東武野田線の清水公園駅から梅郷駅間については、踏切による事故の防止や踏切遮断による交通渋滞を緩和するため、鉄道の高架化を促進するとともに、高架下土地利用の活用を図ります。



■ 鉄道の高架化



■ 進みつつある鉄道高架化工事

### ④バス路線の維持・整備・充実

民間バス路線については、現況バス路線を基本としながら、市民の日常生活の利便性の向上や交通渋滞の緩和のため、市民にとって利用しやすいバス交通の在り方などについて検討を行うとともに、関係機関に路線の維持・整備を要請します。また、市民の足として定着しているコミュニティバス（まめバス）については、多角的な調査により、地域のニーズを踏まえた利便性の高い交通手段となるよう定期的な見直しを実施します。さらに、まめバスや民間路線バスが運行されない交通不便地域において、地域の実情に合った移動支援事業としてデマンド交通等の導入を行います。



■ 関宿中央ターミナル



■ まめバス

## (2) 交通結節点の機能強化

### ①交通結節点の機能強化

野田市駅及び愛宕駅は、野田市の交通結節点として、広域的な交通需要に対応した駅前広場などの都市施設の整備を推進します。

### ②自動車駐車場

既成市街地の商業地及び駅周辺の駐車場需要の高い地区については、公・民の適切な役割分担の下に、駐車施設の整備を総合的・計画的に促進します。また、空洞化が進む中心市街地については、にぎわいを取り戻すため、駐車場等の共同施設整備等についても支援を行います。

### ③自転車等駐車場（駐輪場）

駅周辺の放置自転車等の解消を図るため、駐輪場が未整備の駅については、駅前広場などの整備に合わせて、民間の積極的参加を優先して駐輪場の整備を推進します。

## (3) 骨格的な幹線道路の整備

### ①広域幹線道路

南北軸の広域幹線道路である国道16号の混雑緩和のため、周辺の自然環境などに配慮しつつ、千葉北西連絡道路の早期整備を促進します。あわせて、主要地方道結城野田線、我孫子関宿線の整備を促進します。また、埼玉県や茨城県へ通じる東西方向の幹線道路の渋滞解消に向けて、野田橋及び芽吹大橋付近の4車線化を含めた主要地方道つくば野田線、越谷野田線（一部区間）の広域幹線道路の整備を促進します。また、流山市の大規模物流施設の開業に伴う野田市から流山市へ通じる南北軸の幹線道路の渋滞解消に向けて、運河大橋付近の4車線化を含めた主要地方道松戸野田線の整備を促進します。

関宿地域については、都市計画道路台町元町線（境杉戸線バイパス）を整備するとともに、首都圏中央連絡自動車道へのアクセスをいかして、隣接する他県と連絡する道路の整備を促進します。



■野田橋



■芽吹大橋

②外郭環状道路

市街地内の通過交通を排除するため、都市計画道路山崎吉春線、今上木野崎線、市道船形吉春線、主要地方道松戸野田線、我孫子関宿線により構成される外郭環状道路（\*26）の早期整備を図ります。

③主要な道路等

市内各地区での交通の利便性を高める道路の整備とともに、工業団地の整備に伴う幹線道路と連絡する道路の整備に努めます。また、鉄道の高架化と合わせて、市内の都市計画道路を梯子状（\*27）に整備します。



■都市計画道路山崎吉春線



■都市計画道路清水公園駅前線



■都市計画道路親野井羽貫線



■工事中の県道境杉戸線

④長期未着手道路の見直し

長期未着手の都市計画道路については、社会情勢等の変化を踏まえ、既存道路による機能代替可能性等を検証し、必要な見直しをします。

**（4）生活道路の整備**

誰もが安心して快適に移動できるよう、人へのやさしさ、環境へのやさしさに配慮しながら、身近な生活道路の整備・点検を推進し、自動車と歩行者が安全に共存できる道路環境の整備を推進します。

## （5）歩行者・自転車ネットワークの整備

高齢者や障がいのある人などにも配慮した歩道の整備、安全な通行が可能となるような自転車通行帯等の整備を推進するとともに、気軽に野田市の豊かな自然や歴史とふれあいながら移動できるサイクリング道路などの整備に努め、誰もが安心して快適に移動できる都市空間の実現を目指します。

## （6）人や環境にやさしい道路の整備

### ① 高齢者や障がいのある人などにやさしい交通環境の実現

視覚障がい者誘導用ブロック（\*28）の整備、信号機のバリアフリー化（\*29）、歩道勾配の緩和などにより、高齢者や障がいのある人などにやさしい道路整備を推進します。

### ② 環境や景観に配慮した道路整備の推進

環境に配慮し、施設整備などに当たっては、透水性舗装（\*30）や街路樹などの整備を推進します。

### ③ 通学路の安全対策

児童生徒が安全に登下校できるよう、通学路の状況については安全点検を実施した上で関係各課で情報共有し、修繕等が必要な箇所については、随時改善を図ります。



凡例

- |   |      |   |               |
|---|------|---|---------------|
|  | 南北軸  |  | 公共交通軸(複線化の促進) |
|  | 東西軸  |  | 道路機能強化区間      |
|  | 環状軸  |  | 鉄道高架区間        |
|  | 幹線道路 |  | 河川            |

## 3-3

## 水やみどりを大切にしまちづくり



## ～自然環境保全・活用の方針～

## 1) 基本方針

**(1) 市民の愛着を生み出すみどりの保全**

利根川、江戸川及び利根運河の骨格的な自然環境や、みどりの拠点となる中央の杜を始めとした、多様なみどりの保全・整備を進め、市民共有の財産となる質の高いみどりのまちづくりを進め、さらに江川地区の周辺斜面林等の保全にも努めます。

**(2) 身近な自然とふれあうことができる都市環境の創出**

みどりの拠点となる野田市総合公園、野田市関宿総合公園、関宿にここ水辺公園、野田市スポーツ公園や、身近な都市公園などの市街地内における公園・緑地の整備とともに、河川、農地など既存の自然環境の保全・活用により、市民のニーズに対応したみどりの創出を図ります。

**(3) 水やみどりのネットワーク化**

都市内の水やみどりをネットワーク化することにより、自然を身近に感じられる都市空間の形成を図り、水とみどりの質の向上に努めます。

## 2) 具体的な方針

**(1) 市民共有の財産となる、身近なみどりの保全と適正な管理**

利根川、江戸川、利根運河や、みどりの拠点となる中央の杜、市民の森などの貴重な自然環境要素を身近なみどりとしてとらえ、市民との協働作業における緑化活動の促進・管理などを積極的に進め、郷土に愛着をもてるまちづくりを進めます。

**(2) 身近な自然とふれあうことができる緑地の創出**

市民の多様なニーズに対応するため、みどりの拠点的な役割を果たしている野田市総合公園、野田市関宿総合公園、関宿にここ水辺公園、野田市スポーツ公園において、その周辺の自然環境の保全を図るとともに、施設の整備・充実を推進します。その他、日常生活に密着した市民の憩いの場やコミュニケーションの場としての都市公園（\*31）などの機能を充実させ、豊かな自然環境を身近に感じ、自然と親しめるふれあいの場の創出を図ります。また、既存の農地についても都市内の貴重な緑地としてとらえ、その保全・活用に努めます。

### (3) 水とみどりのネットワークの形成

豊かな自然と共生する都市を目指すため、河川や山林などの大小様々な自然環境要素を、市民が日常生活において身近な自然と親しむことができるよう、次世代に引き継ぐまちづくりを推進するため、水とみどりのネットワークの形成を図ります。

#### ①水の軸の形成

利根川、江戸川及び利根運河の水辺空間を大きな骨格として、「水の軸」を形成することにより、市民が、水の持つ潤いややすらぎを実感できる、水辺環境づくりを進めます。

#### ②みどりの軸の形成

利根川、江戸川及び利根運河沿いの豊かな自然環境を始めとした大規模な緑地を大きな骨格として、中央の杜、野田市総合公園、野田市スポーツ公園や国道16号沿道の山林などを相互に結びつける「みどりの軸」を形成し、みどりの保全や創出を図ります。

また、市民の森や都市公園などの市民に身近な自然環境要素を、幹線道路などの植樹帯のみどりにより結びつけることで、連続したみどりの空間を形成します。



■ 利根川



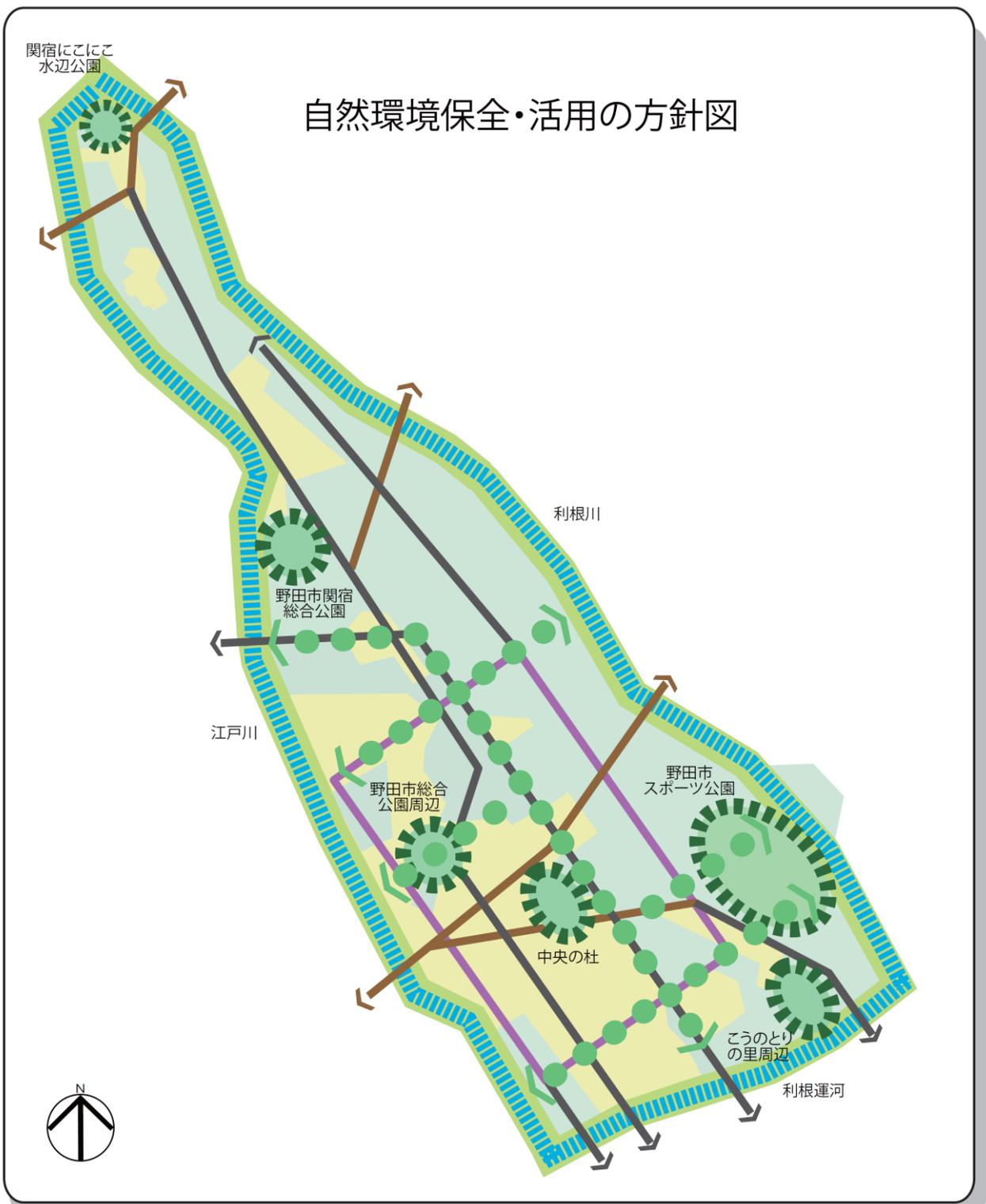
■ 江戸川



■ 関宿にこにこ水辺公園



■ 野田市総合公園



凡 例

- |                                |              |     |
|--------------------------------|--------------|-----|
| 市街地ゾーン<br>(身近なみどりを創出するゾーン)     | 緑地レクリエーション拠点 | 南北軸 |
| 農業振興ゾーン<br>(多様なみどりを保全・活用するゾーン) | 水の軸          | 東西軸 |
| 緑地レクリエーションゾーン                  | みどりの軸        | 環状軸 |

## 3-4

## 環境にやさしいまちづくり



## ～環境共生型まちづくりの方針～

## 1) 基本方針

## (1) 自然との共生

豊かな自然は、市民の愛着を生み出している貴重な市民共有の財産であり、動植物の保護及び育成、快適な都市空間の形成、さらには人々に潤いや安らぎ等の精神的な豊かさを与える大切な資源であるため、適正な保全・管理を図ります。

また、コウノトリをシンボルとした生物多様性の保全・再生の取組を計画的に進めながら、生物多様性のだ戦略の下、実効性の高い魅力的な地域づくりを進めます。

さらに、減少する貴重なみどりに対して、市民の森などの活用と保全を図り、森林及び緑地の維持に努めます。

## (2) 環境にやさしい実践活動があるまちづくりの推進

公害防止のための規制基準を守ることはもとより、生活環境への影響を考えた環境保全を通して、大気、水質、土壌などを健全な状態に保持し、人の健康の保護及び生活環境の保全を図るとともに、環境負荷の少ない製品の利用などの促進や、省資源・省エネルギー対策などの生活の中での実践活動を促進します。

## (3) カーボンニュートラル（\*32）（2050年までに温室効果ガスの実質排出量ゼロ）への取組

カーボンニュートラルの達成に向けて、官民一体となった温室効果ガス排出量の削減に努めるとともに二酸化炭素の吸収作用がある森林の保全を推進します。

## 2) 具体的な方針

## (1) 生物多様性の保全を目的とした自然と共生する地域づくり

## ① 自然環境の保全

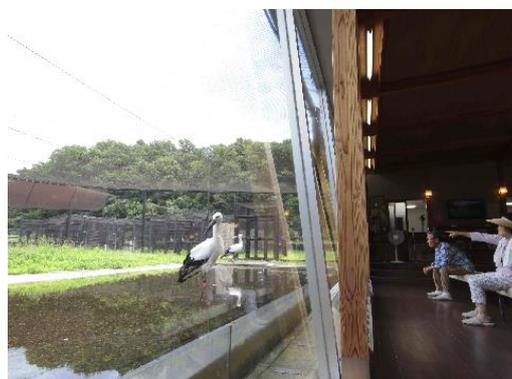
多様な動植物とその生態系が良好に維持されるよう、生物多様性のだ戦略に基づき、豊かな自然環境を保全し、みどりや水辺環境及び動植物とふれあえる場を整備し、それらを活用することでみどりや生物を大切にする意識の醸成を図ります。

また、座生川やくり堀川などの水辺環境を整備し、水質の改善や多様な水生生物等の自然環境の維持・保全を推進するため、環境用水（\*33）の導入

を進めます。

### ②シンボルであるコウノトリの保全

コウノトリもすめる環境は、餌となる多くの生物を育むとともに、人にとっても安心安全に暮らせる環境と言えます。コウノトリ保全計画で策定した推進方針に基づき、コウノトリの野生復帰に取り組むことにより、自然再生や生物多様性の保全のみでなく、地域振興や経済活性化など、コウノトリを活用した魅力的な地域づくりにつなげます。



■こうのとりの里

### ③緑地の維持管理及び保全

都市公園、都市緑地（\*34）の保全、街路樹の植栽などにより緑化の推進を図ります。

また、森林所有者の高齢化、相続による個人の土地活用を要因とする、森林減少が市域全域に広がっていることから、生物多様性の観点からの森林保全の重要性を周知します。

さらに、生物多様性のだ戦略に基づき、市民の森制度を活用した森林、緑地の保全に努めます。

## （2）環境への負荷の少ないまちづくり

### ①廃棄物の減量・リサイクルの推進

循環型社会（\*35）を目指して、ごみの分別収集の徹底や資源回収の推進に取り組むことにより、ごみの減量化・リサイクルの推進を図ります。

また、ごみ問題に関する啓発などを行うとともに、再生品利用・事業系ごみの再資源化の推進などに取り組みます。

### ②廃棄物処理施設の整備

現在、一般廃棄物の最終処分場がないため、廃棄物の処分は市外に依存しており、その残余容量も逼迫（ひっぱく）しているため、今後も引き続き施設整備の在り方など対応策を幅広く検討します。

また、新清掃工場については、建設地周辺の環境保全に十分配慮するため、施設のコンパクト化と公害防止等の環境対策を徹底するとともに、市民に対し健康な生活を支える重要な基盤施設であることへの理解を得ることに努め、施設整備を行います。

リサイクルセンターについては、適切な維持管理を行い、安定的な運用を図ります。

### (3) カーボンニュートラルへの取組

#### ① 森林保護の推進

二酸化炭素は、地球温暖化に及ぼす影響が最も大きな温室効果ガスであることから、大気中の二酸化炭素の吸収源でもある森林の保護を推進していきます。

#### ② 太陽光発電システムの設置条件の見直し及び条例改正

森林の保護に向け、伐採が伴う太陽光発電システムの設置条件などの見直しを図るとともに現条例の届出制から許可制に改正し、取組を進めていきます。

#### ③ 市民等への普及・啓発など

官民一体となった温室効果ガスの削減に努める必要があることから、家庭や企業における温室効果ガス削減への取組について、普及・啓発を図ります。

### (4) 次世代に引き継ぐ良好な環境の保全と創出

#### ① 水資源・エネルギーの有効利用

省資源・省エネルギーに関する知識の普及を図り、これらが有効利用されるよう、雨水の地下浸透の推進、省エネルギーの取組の推進及び省資源・省エネルギーに関する意識の啓発などに取り組みます。

#### ② 水質環境の保全

豊かな水辺環境の水質を保全するための都市施設として、公共下水道の整備を進めるとともに、下水道区域以外については、合併処理浄化槽（\*36）の設置を促進し、また使用されている合併処理浄化槽について、保守点検と清掃など適切な管理に努めるよう啓発を推進します。

#### ③ 再生可能エネルギー（一般家庭用）の普及・促進の啓発

カーボンニュートラルの達成に向け、再生可能エネルギーの一つでもある太陽光発電システム設備（一般家庭用）の普及・促進に取り組みます。また、太陽電池モジュール（太陽光パネル）設備の廃棄及びリユース・リサイクルについては、国の「太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドライン」において適正な処理方法を定めていますが、当該ガイドラインは法的規制が弱く、今後見込まれる太陽光パネルの大量廃棄に伴う管理型最終処分場の問題や不法投棄問題について、事業者が一連の処理が適正に行われるために必要な施策等を講ずるよう国に求めています。

#### ④ 省エネルギー住宅の普及促進の啓発

カーボンニュートラルの達成に向け、エネルギー消費を抑えることができる省エネ住宅の普及促進の啓発に取り組みます。

## (5) 市民参加の取組

### ① 環境学習の推進

野田市スポーツ公園内の三ツ堀里山自然園やこうのとの里などの活用並びに市民などの協力により、環境学習の機会の提供や場の整備及び環境の現状についての情報の発信などに取り組みます。



■三ツ堀里山自然園

### ② 自主的な環境保全行動の促進

地域の環境保全活動の促進（地域の環境美化運動など）、環境保全活動団体などへの支援、環境に配慮した生活様式への誘導及び環境に配慮した事業活動への誘導などに取り組みます。

さらに、環境教育への協力等企業のCSR活動（\*37）を促進します。

## 3-5

## ゆとりある生活を送れる環境づくり



## ～住宅・住環境整備の方針～

## 1) 基本方針

**(1) 良質な住宅の供給**

様々な世代構成、収入階層が安心してゆとりある生活ができるよう、持家や借家及び公的住宅、民間住宅などの多様な住宅の供給を図ります。

**(2) 高齢者、障がいのある人及び働く女性が住みやすい住環境の創出**

誰もが相互に人格・個性を尊重し支えあう地域共生社会の構築に向け、高齢者や障がいのある人などが地域で安心して暮らしていくことができる居住環境に対しても幅広く考えるとともに、働く女性の居住に対する支援を推進します。

**(3) 多様な住宅ストックの形成**

老朽化の進む住宅やマンション等の建替えや長寿命化など、適切に誘導し住環境の改善を図ります。

## 2) 具体的な方針

**(1) 住まい方に応じた適切な水準の住宅の確保****① 公的住宅の供給**

既存の市営住宅の長期的・計画的な維持管理により長寿命化を図るとともに、民間施設の借上げ等による良質な住宅供給を図ります。

**② 民間住宅の供給支援**

良質な民間賃貸住宅建設への支援や、昭和56年5月以前に建築された耐震性の低い木造住宅については耐震診断・耐震改修による耐震化、老朽住宅・マンションの建て替え誘導・支援、不燃住宅の誘導・支援、住宅に関する相談窓口体制の整備など、良質な民間住宅の供給に向けた総合的な支援を図ります。

**③ マンション管理の適正化**

マンション管理の適正化に関する情報の発信や専門家の派遣等により知識の普及を図ります。また、管理計画認定制度を推進し、管理水準の維持向上を促進します。

## ■ (2) 高齢者、障がいのある人及び働く女性が住み続けられる住宅の供給・支援 ■

高齢者や障がいのある人等については、住宅の段差解消等のバリアフリー化を図り、住みやすい環境づくりを推進します。

また、共働き世帯の増加などによる働く女性のために、福祉サービス（子供の保育など）を考慮した住宅供給・支援を推進します。

## ■ (3) まちづくりと合わせた住宅・住環境の保全と創出 ■

### ① 良好な住環境の維持・充実

土地区画整理事業により整備された住宅地については、良好な住環境が形成されていることから、その維持・充実を図ります。



■ つつみ野地区



■ 清水公園東地区

### ② 地区計画制度による良好な住環境の誘導

土地区画整理事業などによるまちづくりが行われる地区などについては、地区計画制度などの導入により、みどり豊かで良好な住環境を誘導します。

### ③ 道路整備による住環境の向上

生活に密着した道路における拡幅整備を推進するとともに、便利で快適な住環境の創出を図ります。

### ④ 住環境の整備と子育て支援

人口の減少傾向において、幼児教育・保育の無償化により保育需要は増加しているため、既存保育所の定員の弾力的運用や見直しを講じるとともに、民間活力を活用しつつ、老朽化した公立保育所の運営方法の見直しを検討してまいります。

## 3-6

## 資源をいかした風景づくり



## ～都市景観形成の方針～

## 1) 基本方針

**(1) 自然・地形をいかした景観形成**

野田市の原風景である多様な自然・地形などの自然環境をいかした景観形成を図ります。

**(2) 歴史・文化、産業の蓄積をいかした景観形成**

野田市の長い歴史の中で育まれた歴史的な街並みなどを活用し、これらと調和した景観形成を図ります。

**(3) まちづくりと合わせた新たな景観形成**

土地区画整理事業などによるまちづくりでは、野田市の歴史的特性や豊かなみどり、潤いある水辺環境などとの調和に配慮しつつ、個性ある景観形成を図ります。

## 2) 具体的な方針

**(1) 自然・地形をいかした景観形成****①水辺景観や田園景観の保全**

利根川、江戸川及び利根運河の流れは、本市の自然の基調となっているばかりではなく、利根川、江戸川の両河川は、本市の骨格形成に大きく寄与してきた醤油産業の発達の源泉でもあります。また、川辺の湿地や水田は、本市の原風景として多くの市民にも親しまれていることから、これら河川及び川辺の湿地や、水田の自然景観の保全を図ります。

**②斜面緑地や山林の景観の保全と活用**

台地と谷津の境界部に残された斜面緑地は、視覚的に低湿地を取り巻く樹林のようにとらえられ、野田市の自然環境の代表的な景観が形成されています。また、国道16号沿道に残されている山林は来訪者にみどり豊かな野田市を印象付ける重要な景観要素になっていることから、これらの斜面緑地や山林の景観の保全及び野田市らしい景観を形成するため斜面林や山林の景観を活用した街並みの形成を図ります。

## (2) 歴史・文化、産業の蓄積をいかした景観形成

### ①野田市の歴史を伝える中心的な空間の形成

野田市の代表的な歴史・文化資源を保全・活用し、市民が誇れ、来訪者に野田市の歴史・文化を発信する景観形成を図ります。

### ②歴史的街並みの保存

長い歴史の中で育まれた歴史的な街並みについて、市民が主となった街並み保存のための活動を支援し、歴史的な景観形成を図ります。

### ③点在する身近な歴史的資源の保全と活用

本市には、古代からの歴史を伝える貝塚や古墳、城跡などが点在しています。こうした歴史資源は、身近にある先人の生活の証として、市民が自分たちのまちの成り立ちを知り、地域への愛着を深める上では重要な資源となることから、地域住民にとっての郷土意識を育てる景観形成を推進します。



■ 関宿城跡



■ 岩名古墳

## (3) まちづくりと合わせた新たな景観形成

土地区画整理事業による市街地形成や道路、公園整備などの公共事業と合わせた今後の街並みの検討に当たっては、野田市の景観特性を踏まえ、その景観に調和した適切なデザイン・色彩などの誘導や生垣などの促進により、個性豊かな街並みの形成を図ります。特に桜の里地区などは、色彩景観形成のモデルとなるような景観の誘導を図ります。

また、公共施設の新設・改良の際においても、周辺の街並みとの調和に配慮した景観形成を図ります。

## (4) 景観計画の策定

市民等の意見を反映し、地域の自主的な取組を基本とした景観計画や景観条例を策定し、野田市らしい良好な景観の形成を図ります。

## 3-7

## 安心して暮らせるまちづくり



## ～福祉のまちづくりの方針～

## 1) 基本方針

**(1) 地域共生社会の実現に向けたまちづくりの推進**

高齢者や障がいのある人などを取り巻く生活環境の変化及び社会参加への意欲の高まりの中で、様々な人々が共生できる地域社会の構築の実現を目指し、誰もが安心して住み続けられるまちづくりを進めていきます。

**(2) 協力関係の推進**

行政、社会を構成している個人、家庭、地域団体、各種ボランティアグループ、民間企業などの協働関係によるまちづくりを進めます。

**(3) 教育環境の充実**

少子化が進む中、学校、家庭及び地域が一体となり、たくましい幼児、児童及び生徒を育成するために教育環境の充実を進めます。

## 2) 具体的な方針

**(1) バリアフリーのまちづくり**

高齢者や障がいのある人などが安全で快適に日常生活を営み、社会からのサービスを平等に享受し、生活に関連した施設を誰もが利用できるように整備し、日常生活及び社会生活における物理的な障壁、心理的な障壁、情報に関する障壁などを取り除いていくなど、バリアフリーのまちづくりを推進します。

また、施設や設備の整備だけでなく、一人一人が様々な心身の特性や考え方の理解を深め、市民が互いに支えあう「心のバリアフリー」を推進します。

**①歩行者空間の確保**

高齢者や障がいのある人などが快適に通行できるよう、歩道幅員の確保、視覚障がい者誘導用ブロックの設置、信号機のバリアフリー化を図り、歩道勾配の緩和、段差の解消などに加え、全ての人にやさしい歩道整備を推進します。

**②交通環境の整備**

公共交通機関を利用した移動の利便性の向上を図るため、野田市移動円滑化基本構想（\*38）に基づき、より一層のバリアフリー化の促進に加え、駅

のホームドア（\*39）の設置などの安全の確保を促進します。

### ③公共施設のバリアフリー化

誰もが安心して快適に利用できるような公共施設のバリアフリー化を推進します。

## (2) 誰もが安心して住み続けられる福祉環境づくり

### ①総合福祉会館の利用

民間福祉の総合的なサービスを提供する活動の拠点である総合福祉会館において、NPO（\*40）及び福祉を推進するボランティア団体等に対し、施設及び設備の提供並びに活動の支援を行います。また、高年齢退職者の臨時的かつ短期的な就業の機会を確保・提供するための支援を推進します。

### ②福祉施設の機能充実

高齢者や障がいのある人などが住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、高齢者なんでも相談室（地域包括支援センター）、日常生活上の支援、機能訓練、健康の増進、レクリエーション等の活動拠点の場としての高齢者のための福祉施設や、障がいのある人の日中活動の場や地域生活を営むためのグループホームなどの整備・機能充実を推進します。

また、保育所等における体調不良児童、要配慮児童、食物アレルギーを有する児童、外国籍の児童等への保育など、福祉機能の充実を図ります。

なお、学童保育所についても、トイレの洋式化や老朽化による改修及び移転や第1学童と第2学童の統合など、児童の保育環境の充実を図ります。

### ③福祉推進のためのネットワークづくり

地域福祉を推進するため、地区社会福祉協議会（\*41）や福祉活動を行うNPO等の協働により、身近にある既存の社会資源を活用し、高齢者や障がいのある人など、立場や世代の異なる住民同士が交流できる触れ合いの場づくりを推進します。



■総合福祉会館



■障がい者支援施設

#### ④子ども館・老人福祉センターの整備

子どもたちと子育て世代を支援する拠点として、また、世代の枠組みを超えた交流の拠点として、新たな子ども館（野田市立児童センター）の整備が完了しました。さらに、高齢者が日常的に利用可能な交流・生きがいつくりの拠点として、新たな老人福祉センターの整備を検討します。

なお、子ども館（野田市立児童センター）の運営については、常に利用者ニーズを把握し、事業検証を行い、児童館運営協議会の意見を踏まえて市民に親しまれる運営を目指します。



■児童センター

### (3) 教育環境の充実

#### ①安全な通学路の整備

児童、生徒が安心安全に登下校できるように、歩道の設置等、通学路の環境整備を進めます。

#### ②学校施設の充実

野田市学校施設長寿命化計画に基づく施設の機能維持等を実施します。

## 3-8

## 災害に強い安全なまちづくり



## ～防災・防犯まちづくりの方針～

## 1) 基本方針

**(1) 防災まちづくりの推進**

災害時における市民の生命、身体及び財産の保護を図るため、安心して暮らせる都市を実現する総合的な防災対策を進めるに当たり、「自助・共助・公助」により地域の防災力向上に取り組みます。また、自然災害に強い都市構造の形成を進め、安全な避難対策の充実等を図ります。

**(2) 地域自立型の防犯体制の確立**

市民が安全で安心した生活を送れるようにするため、犯罪を未然に防止するよう、市、警察及び地域の防犯組合が連携した防犯対策が重要です。そのため、防犯に役立つハード面の整備を進めるとともに、市民一人一人の防犯意識の向上、地域の防犯組合と連携したパトロールの実施や空家の適正管理の指導等のソフト面での対策を推進します。

## 2) 具体的な方針

**(1) 治水対策の推進**

## ①河川改修の促進

利根川、江戸川及び利根運河については、流域の浸水被害の軽減を図るため、河川改修を促進します。特に江戸川については、利根川水系 利根川・江戸川河川整備計画[大臣管理区間]による整備を促進します。

また、くり堀川については、自然を保全しながら河川改修により治水機能の整備を図ります。

## ②公共下水道（雨水）の整備

公共下水道全体計画区域において、大雨などによる浸水常襲地区の解消を図るため、親野井地区から東宝珠花地区まで並びに桜木地区及び尾崎地区から日の出町地区までの雨水幹線や調整池を整備し、公共下水道の雨水整備を推進します。

## ③浸水区域の改修・整備

豪雨時の浸水被害発生地区の改善を図るため、側溝、排水管や調整池等の排水設備の整備を推進します。

#### ④雨水流出抑制施策の推進

集中豪雨など洪水時の河川への流出軽減を図るため、引き続き調節池（＊42）の整備に努めるとともに、雨水の一時貯留施設を配置するなど公共施設を雨水流出抑制施設として積極的に活用します。また、道路の舗装、公共施設駐車場の整備に際しては、雨水浸透対策のため、透水性舗装などの導入に努めます。なお、一定規模以上の建築物や個人の住宅についても雨水浸透対策に対する積極的な協力を求めます。

### （2）計画的な土地利用と市街地整備の推進

市街地の都市基盤整備事業及び土地区画整理事業などの施行の際には、都市空間の整備等を図り、災害に強いまちづくりを進めます。また、木造密集市街地などの防災上危険な市街地は、狭隘（きょうあい）道路の拡幅整備や空地整備、建物の不燃化の促進などにより延焼防止に努め、良好な環境を維持している低層住宅地においては、宅地内におけるみどりの保全、緑化の促進などにより防災面の維持向上を図ります。

### （3）避難路等の整備

指定緊急避難場所に指定されている公園や学校などにつながる避難路としての道路における歩道整備と、火災の延焼防止効果のある街路樹などの整備を推進します。

また、災害時における緊急輸送に必要となる路線の機能確保のため安全性を高めます。

指定緊急避難場所へ安全に避難できるよう、避難路の安全点検及び避難誘導標識の整備に努めます。

### （4）指定緊急避難場所の指定及び解除

今後、人口分布や指定緊急避難場所周辺の防災環境の変化や公共施設の設置状況等に応じて新たな指定緊急避難場所の指定、選定済みの指定緊急避難場所の解除を行います。

また、指定緊急避難場所に指定した建物（指定避難所）での生活が困難な避難行動要支援者等に対応するため、福祉避難所（＊43）を指定します。

### （5）指定緊急避難場所等の整備

指定緊急避難場所に指定されている公園や学校などについて、その機能を確保するとともに、火災の延焼防止効果のある植栽や防災施設などの設置による機能強化を推進します。

### （6）建築物等の安全対策

建築物などの耐震性の強化、不燃性の誘導に努めます。特に、既存建築物については、野田市耐震改修促進計画に基づき耐震化を促進します。また、道路（歩行者専用道路を含む）に面した危険なブロック塀等の撤去を促進し

ます。

### ■ (7) 地域の防災力の向上

市民一人一人の防災意識の向上及び自主防災組織等の共助による地域防災力の向上を図ります。

### ■ (8) 防犯対策の推進

安心して住むことができる住環境づくりは「自分たちのまちは、自分たちで守る」という意識のもと、市と防犯組合等の地域が連携し、防犯まちづくりを推進します。あわせて、防犯灯や防犯カメラの整備と機能管理を行い、防犯力の向上を図ります。

また、防犯に関する情報を配信することで、市民と情報を共有し、安全に対する意識の向上や安心安全な社会環境を推進します。

空家については、適正管理を指導することにより、管理不全な空家の解消に努めます。あわせて、空家バンク制度（\*44）の周知を行うとともに、活用策を盛り込んだ空家等対策計画を策定し、空家の有効活用の推進に努めます。

## 3-9

## 野田市を満喫できる環境づくり



## ～健康・スポーツ・文化・観光・レクリエーション環境整備の方針～

## 1) 基本方針

## (1) 健康スポーツ文化都市宣言に基づくまちづくり

障がいのある人もない人も、子どもから大人まで、すべての人々がスポーツや文化活動を通じて、人と人との交流を深め、豊かな心とからだを育み、「夢のある住みよいまち」、「元気で明るい家庭を築けるまち」の実現を目指します。

## (2) 野田市の文化を支える歴史や自然資源の保全・活用

市内に点在する歴史、文化資源や、豊かな自然資源などは、野田市の文化を伝承し、新しい文化を創造する貴重な資源として積極的に保全・活用を図ります。

## (3) 観光資源の充実とネットワーク化

身近な観光資源の潜在的な魅力を再確認し、観光スポットの充実を図るとともに、観光資源間のネットワーク化を推進します。また、野田市の特性と特色のある地域資源をいかし、魅力発信拠点、賑わい創出拠点及び防災拠点となる道の駅の整備を図ります。

## 2) 具体的な方針

## (1) 歴史や文化、自然資源とふれあうための環境整備

## ① 歴史、文化遺産の保存・活用

市の北部は関宿城の城下町として、南部は醤油醸造業を中心に、豊かな歴史と伝統が育まれてきました。市民が主体となった街並み保存、活用のための組織活動を支援するとともに、文化財保存活用地域計画を作成し、歴史的遺産や文化財の保存・活用を図ります。

また、中心市街地に多く残る歴史的街並みの観光資源としての魅力を高め、中心市街地の活性化を図ります。



■ 野田市市民会館



■ 興風会館

### ②みどりや川とふれあう場の整備

利根川、江戸川及び利根運河の広大な緑地や市街地内におけるみどりについて、サイクリング道路の活用やレンタサイクルなどの気軽にみどりや水に親しむことができるふれあいの場の整備を推進します。

## (2) スポーツ文化活動の充実

### ①地域交流の拡大

スポーツや文化活動を通じて、多くの仲間をつくり、地域の交流の輪を広げます。

さらに、多様化した市民のニーズに対応するため、市民活動の拠点となる生涯学習の場や、スポーツ・レクリエーション活動の場づくりを進め、スポーツ及び文化施設の整備を実施するとともに、スポーツ及び文化情報を提供するなど、ハード・ソフトの両面からスポーツ及び文化環境などを整備し、健康で豊かな心とからだを育て、元気で明るく活力に満ちたまちづくりに取り組みます。

### ②スポーツ、レクリエーション環境の充実

野田市の広大な自然空間をいかした市民の多様なスポーツ・レクリエーションニーズに対応するため、野田市総合公園、野田市関宿総合公園、野田市スポーツ公園、各種スポーツ施設及びサイクリング道路などの整備を図り、さらに、地域スポーツ活動の推進及び関宿あおぞら広場等のレクリエーション施設の利用促進に努めます。

また、スポーツ推進計画の内容の充実を図り、スポーツを推進していくとともに、旧関宿クリーンセンター跡地や遊休農地の活用によりスポーツ環境の充実を図ります。

### ■ (3) 新たな観光資源の創出とネットワーク化

野田市を訪れる人々にやすらぎを与える貴重な歴史・文化遺産、水とみどりの豊かさをいかしながら、新しい魅力を付け加えた観光資源としてのネットワーク化を図ります。

また、市外から快適に観光に来ることができる交通網の整備とともに、散策コースとなる道路の機能強化を図ります。

#### ① 公衆トイレの整備

公衆トイレは、史跡めぐりなどの観光客やサイクリングロード利用者などの集客に必要な施設であり、シティプロモーション（\*45）の一環として進める必要があることから、既存の観光施設の整備や新たな観光資源の発掘に合わせ、公衆トイレの適正な配置計画を作成し、随時整備を図ります。

#### ② 道の駅の整備

野田市の特性と特色のある地域資源をいかし、魅力発信拠点、賑わい創出拠点及び防災拠点となる道の駅の早期整備に向けて、基本構想を策定し、国と協議を進めます。

### ■ (4) 市民活動を支える文化施設の充実

#### ① 文化センターの機能充実

地域文化の向上を図るため、様々な芸術文化に触れる機会を提供し、積極的な文化事業の展開により、優れた芸術文化活動への啓発や文化祭等の市民参加型事業等創造性のある事業を行うとともに、鑑賞能力の向上及び文化を創造する人材の育成に努め、文化センターの機能充実を図ります。

#### ② 公民館の機能充実

市民提案型講座の募集、実施などにより、市民が生活の中で得た知識や技術を地域に還元してもらい、個性ある地域文化を形成できるような仕組みづくりを行います。市民の学習環境の整備を行うとともに、学習機会の拡充と支援に努め、身近な生涯学習の場となる公民館の機能充実を図ります。

#### ③ 鈴木貫太郎記念館の再建整備と郷土博物館等の機能充実

地域の歴史や文化を学び、愛着や誇りを持つために、郷土の偉人である鈴木貫太郎翁を顕彰するための鈴木貫太郎記念館の再建整備に取り組み、学校教育や生涯学習の機会を積極的に捉え、平和教育の推進や郷土愛の醸成を図るとともに、市民が直接参加しながら学び、研究し交流する場に転換した博物館機能の更なる充実を図ります。また、郷土資料の収集、整理・保管及び調査・研究により、十三世名人関根金次郎や山中直治などを顕彰し、野田市

の文化的資源を再評価するとともに、展示方法や博物館等の在り方について検討し、博物館等サービスの充実に努めます。

#### ④ 図書館の機能充実

生涯にわたる学習意欲の高まりに対応するため、特に郷土資料などを中心に、地域図書館として必要な資料について、興風図書館での収集・保存を進めます。また、国立国会図書館、千葉県立図書館を始めとする市外の図書館と連携・協力して、豊富な資料の提供、検索システムの拡充等、資料・情報提供の充実に努めます。

加えて、興風図書館が読書・学習・情報センターとしての学校図書館との連携を深め、情報の共有を進めるとともに、調べ学習用の図書資料の提供など、学校図書館の運営支援を進めます。



■ 郷土博物館



■ 樺のホール

#### ⑤ 多世代交流センターの整備

子どもから高齢者まで幅広い世代の交流や地域の仲間づくりの場とするなどにより、地域コミュニティを維持発展させるため、コミュニティセンターよりも狭く、自治会館よりは広い地域を対象とした地域コミュニティの拠点として、多世代交流センターの整備を図ります。

